

# 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策、「定住外国人支援に関する対策の推進について」実施状況

「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」 (H18. 12. 25 外国人労働者問題関係省庁連絡会議)	定住外国人支援に関する対策の推進について (H21. 4. 16 定住外国人施策推進会議)	実施状況
<b>1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり</b>		
<b>(1) 日本語教育の充実</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を、好事例として普及し、また、施策への反映等を図る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における日本語教育の充実を図るため、平成18年度から平成20年度まで「地域日本語教育支援事業」を実施し、日本語教室の設置運営、教材作成、地域における日本語支援関係者の連携活動推進及び人材育成などの取組に対して支援を行った。</li> <li>また、平成21年度においては、平成19年度から実施している「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」により、引き続き地域における日本語教室の設置運営等の取組に対して支援を行っている。【文部科学省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、日本語教室の設置運営、日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等の取組に対して支援を行っている。</li> <li>なお、平成19～20年度においては、同事業により実践的な日本語教育の研究開発等を行ったところである。【文部科学省】</li> </ul>
	<p>(6) その他の支援 ② JICAボランティアOB・OGを、地方自治体や地域国際化協会、NPOなどが行っている、日系人を対象とした再就職のための日本語講座、児童を対象とした日本語研修や補習講座に配置し、サポートを行う。 また、これら日本語講座等を実施するJICAボランティアOB・OGの活動のサポートを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体や地域国際交流協会等が主催する日本語教室の講師としてJICAボランティアOBを派遣(受講者35名)</li> <li>JICAボランティアOB・OGによる「日系人のための日本語教室」を本年3月以降順次開始。日系人を対象とした再就職のための日本語やパソコン教室、ブラジル人学校の生徒を対象とした日本語補習講座を約6か月間実施(JICAの帰国ボランティアの社会還元活動支援の一環として実施)(5講座(愛知県3講座・静岡県1講座・三重県1講座)、合計約50名受講)</li> <li>【外務省】</li> </ul>
	<p>(5) 子どもたちの居場所づくり ② 「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」の活用による日本語教室の設置を拡充し、子どもやその親などを対象に日本語指導を引き続き実施する。(なお、本事業については、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練とも連携を図っていく。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」のうち、日本語教室の設置運営については平成21年度、前年度と比べ約50件支援件数を増加させたところである。&lt;日本語教室設置運営委託件数:平成20年度 22件 平成21年度 71件&gt;【文部科学省】</li> </ul>
<b>(2) 行政・生活情報の多言語化</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種行政サービスの提供にあたり、地域の外国人の実態を踏まえ、外国語による情報の提供、通訳・翻訳サービスの充実(特に医療、教育分野)、やさしい日本語の普及等に努める。また、平成18年度中に行政・生活情報の多言語化に関する先進的事例をとりまとめるとともに、その普及を図る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において外国人へのコミュニケーション支援について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催し、さらにその下に、「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」についての分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。【総務省】</li> <li>国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。(平成19年度)</li> <li>日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット(5か国語版)を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めているところである。</li> <li>平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット(ポルトガル語・スペイン語)を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施している。さらに、厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語による相談窓口の一覧等をまとめたサイトを開設している。【厚生労働省】</li> </ul>
	<p>(1) ポータルサイトの構築 定住外国人が必要とする教育、雇用、福祉、住宅等の各種生活情報及び入国・在留手続等の行政手続に係る情報を一元的に把握することが可能な、利用者の視点に立ったポータルサイトの掲載情報の一層の充実を図り、地方自治体や関係団体等の情報提供等を引き続き支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>去る4月1日に、内閣府ホームページ内に定住外国人施策ポータルサイト(<a href="http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html">http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html</a>)を開設したが、4月16日にとりまとめた「定住外国人支援に関する対策の推進について」の日本語、英語、ポルトガル語及びスペイン語訳を掲載したほか、5月26日に、新型インフルエンザに関する政府、各地方自治体等の多言語による情報を掲載したページへのリンク集ページ(日本語、英語、ポルトガル語及びスペイン語により併記)を作成した。</li> <li>なお、4月～8月のアクセス件数は日本語ページが約12,000件、英語ページが約2,100件、ポルトガル語ページが約2,200件、スペイン語ページが約2,400件となっている。【内閣府】</li> </ul>
	<p>(2) 各種情報の多言語による提供 定住外国人が必要とする各種情報の多言語による提供を引き続き進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月26日に、新型インフルエンザに関する政府、各地方自治体等の多言語による情報を掲載したページへのリンク集ページ(日本語、英語、ポルトガル語及びスペイン語により併記)を作成し、定住外国人施策ポータルサイト(<a href="http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html">http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html</a>)に掲載した。</li> <li>一部の国税局において、外国人のための確定申告の手引き等のポルトガル版・スペイン語版を作成し、納税者に提供。【財務省】</li> <li>公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成すると共に、各教育委員会、在外公館等に配布。【文部科学省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者等による外国人に対する案内標識等による外国語等での情報提供の拡充に向けた取組について促進を図る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国人観光旅行者の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」第7条等に基づき公共交通事業者等による外国語等での案内情報提供の拡充に向けた取り組みを引き続き促進していく。</li> <li>外国人観光客などにもわかりやすいものとなるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令においてローマ字併記を基本とすることとしており、観光地等を案内する標識についても、ローマ字併記を積極的に推進していく。また、中国語やハングル語などその他の外国語についても、歩行者用の地図を用いた案内標識において多言語での案内を進めたり、絵文字(ピクトグラム)の活用を図るなどして、わかりやすい標識の整備を積極的に推進していく。【国土交通省】</li> </ul>

(3)地域における多文化共生の取組の促進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催して周知する等必要な施策の普及啓発を図る。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月から6月にかけて、地域国際化会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州、政令市の7つに分けて開催し、施策の普及を図った。【総務省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活者としての外国人に対するサービス提供に当たっては、国のみならず、地方自治体やNPO等が果たす役割も重要である。国としては、外国人が、これら地方自治体等でも、国の施策に関する情報が得られるよう、資料・情報の提供を積極的に行う等連携・協力を努める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。【総務省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において適切な措置を講じる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>在住外国人対策に要する経費に対し、地方交付税措置を講じている。【総務省】</li> </ul>
(4)防災ネットワークの構築			
<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省において「多文化共生に関する研究会・防災ネットワークのあり方分科会」を開催し、平成18年度中に地域における先進事例等を取りまとめ、その普及を図る。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。【総務省】</li> </ul>
		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)定住外国人向けの防災対策等の促進 ボランティア団体等との連携や防災教育・訓練による防災知識の普及、災害関連情報の多言語による伝達、避難所における外国人被災者のニーズの把握など、外国人向けの防災対策の促進について地方自治体に周知したところであり、その活用を図る。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁及び各地方自治体において、多言語表記の防災パンフレット等を作成、配布し、外国人向けの防災対策の促進を図っている。【総務省】</li> </ul>
(5)防犯対策の充実			
<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯教室、交通安全教室及び非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策の充実を図る。</li> </ul>		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)定住外国人向けの防犯・交通安全教育等の推進 各都道府県警察において、定住外国人に対して、外国人が犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教育、交通安全教育等を実施しているところであり、今後も地域の実情を踏まえ、これらの対策を推進していく。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策等の充実を図るとともに、在日日系ブラジル人を交通指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育を実施した。【警察庁】</li> </ul>
(6)住宅への入居支援			
<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。</li> </ul>		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)公的賃貸住宅の活用 ① 公営住宅等に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。 ② 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空家の活用を図る。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公営住宅における外国人の入居戸数 43,856戸（平成19年度末） ② 公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数 2,955戸 うち外国人入居は1,102戸 （累計値：平成21年8月21日現在）【国土交通省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の目的外使用により、空家となっている公営住宅を留学生向け宿舎として活用するよう、取組を引き続き推進する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅における留学生の入居実績 27戸（平成20年度末） 【国土交通省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域優良賃貸住宅制度を活用し、外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のための賃貸住宅の供給を促進する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のため、引き続き、地域優良賃貸住宅の供給を促進しているところ。【国土交通省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する登録制度を整備し、地方公共団体、仲介事業者、社会福祉法人・NPO等と連携して、外国人等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する「あんしん賃貸支援事業」について、実施地区を拡大する。</li> </ul>		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)民間賃貸住宅への入居支援 ① 外国人等を受け入れる民間賃貸住宅に関する登録制度の整備等を行う「あんしん賃貸支援事業」の普及促進を図る。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>「あんしん賃貸支援事業」における外国人世帯を受け入れることとしている民間賃貸住宅の登録件数 495棟、6,152戸（平成21年8月現在） 【国土交通省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃債務保証制度により、外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援する。</li> </ul>		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)民間賃貸住宅への入居支援 ② 離職者を含む外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。【国土交通省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間賃貸住宅に関しては、家主や不動産業者が外国人を円滑に受け入れられるために必要な基礎知識や対応方法などを示した「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。</li> </ul>		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)民間賃貸住宅への入居支援 ③ 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】</li> </ul>
		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2)民間賃貸住宅への入居支援 ④ 民間賃貸住宅の空家等を活用した離職者の居住安定確保対策等地方自治体による独自の取組に対し、特例措置を拡充する等地域住宅交付金を通じた支援の充実を図る。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度補正予算において、特に離職状況が深刻な地域における地方自治体が行う離職者の居住安定確保に資する支援策に対し地域住宅交付金の交付限度額を拡大(5%→10%を限度)するとともに、適用期限の延長を行っているところ(平成21年度限り→平成23年度まで)。【国土交通省】</li> </ul>

(7) 母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及			
<ul style="list-style-type: none"> <li>関係国との間で諸問題につき意見交換を実施する。具体的には、ブラジルとの間では、平成17年5月26日の日伯首脳会談後に公表された「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、教育に関する協議、社会保障に関する作業部会を推進する。また、これら協議の効果的な実施のため、地方自治体のニーズ・課題について意見交換を行う等、地方との連携を強化する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>日本におけるブラジル人児童生徒の教育問題については、2005年以降年1回の二国間協議を実施している(本年度は10月に実施予定)。</li> <li>社会保障については、本年6月の当局間協議を経て、本年7月の日伯首脳会談において社会保障協定締結交渉開始を決定。</li> <li>本年2月に愛知県名古屋市、3月に兵庫県神戸市、6月に岡山県総社市を訪問し、在日ブラジル人に関する現場のニーズ・課題について意見交換した他、本年7月に領事局長が愛知県豊田市を訪問の上、在日ブラジル人の実情を視察し、関係者と意見交換を行った。引き続き、地方との連携を強化する。【外務省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の受入れで豊富な経験を有する主要国(ドイツ、フランス等)における移民の社会統合政策について、外国人問題の専門家(研究機関)による調査を実施し、諸外国の情報の収集に努める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人問題の専門家を海外に派遣して行う調査は、平成19年度で終了。【外務省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人問題に関するシンポジウムを開催し、外国人問題にどう対処すべきかについて、欧州諸国の政府関係者等と意見交換するとともに、その成果を外国人集住都市等にフィードバックする。</li> </ul>	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 社会統合に関するワークショップの開催 諸外国の先例、国内の成功事例を通じ、在日外国人と地域住民の橋渡しとなっているケースワーカー養成等に資することを目的として、国内外の有識者を招聘し、地方自治体の担当者、NGO関係者等の実務者を対象にワークショップを開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年2月に「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を愛知県及び国際移住機関(IOM)との共催により、名古屋市において開催した。</li> <li>平成21年度においては、国内外の有識者を招へいし、参加者と共同して具体的成果物(モデルプログラム)を作り上げる共同作業型ワークショップを開催する。【外務省】</li> </ul>

## 2. 外国人の子どもの教育の充実

### (1) 公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実

<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するため「JSL (Japanese as a second language 第二言語としての日本語)カリキュラム」の開発を進めている。すでに小学校編を作成しているが、平成18年度中に中学校編を完成させる。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>『学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について』(最終報告)小学校編」を平成15年7月に、「学校教育におけるJSLカリキュラム(中学校編)」を平成19年3月にとりまとめた。【文部科学省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語指導経験が少ない教員がJSLカリキュラムによる授業を行うのは難しいため、効果的な指導ができるよう、好事例の収集・提供、ワークショップの開催等により教員の指導力の向上を図り、JSLカリキュラムの活用を促進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>JSLカリキュラムの活用法の普及のため、平成19年度～平成20年度において、「JSLカリキュラム実践支援事業」を行い、実践事例の集積を行うと共に、平成21年3月に「JSLカリキュラム実践支援事業 事例集」をとりとまとめた。【文部科学省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置、日本語指導者等に対する講習会の実施等の取組を進める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置については、教員定数の加配措置により、平成21年度予算額において、1035人を計上。(前年度比50人の定数改善)</li> <li>日本語指導者等に対する講習会の実施については、独立行政法人教員研修センターと文部科学省の共催により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(平成21年度については、7月27日～7月30日に実施)</li> <li>退職教員や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成及びボランティアを対象とした実践的研修を実施している。【文部科学省】</li> </ul>
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 公立学校に転入する者に対する支援 ① 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を活用し、外国語が使える支援員等を活用した外国人児童生徒等の指導 就学前初期指導教室(プレクラス)の開設 外国人児童生徒等の受入れの拠点となるセンター校の設置 地域のNPO・ボランティア団体等の関係者を「就学促進員」に委嘱し、不就学の外国人家庭への働きかけなどの取組を引き続き行う。 ② 体験入学を含む外国人児童生徒への日本語指導の充実を図るため、教員定数の加配措置を行うとともに、退職教員等外部人材活用事業において非常勤講師等の配置を引き続き支援する。 ③ 経済的理由により就学困難と認められる外国人児童生徒の保護者に対する市町村による就学援助(学用品費、給食費等)について、機会を捉えて周知を図る。 ④ 以下の事項について、教育委員会への周知を図る。 ・外国人児童生徒を受け入れる公立学校において、外国人児童生徒のための日本語指導教室等を設置し、日本語指導や適応指導を適切に行うこと ・外国人学校を退学するなどにより不就学となった外国人の子どもを、公立学校内に設置されている日本語教室等において体験入学などとして一時的に在籍させるとともに、適切な時期に正式な在籍に切り替える取扱いを講じること 各学校において、年齢相当の学年への受入れや、外国人児童生徒の学力や日本語能力等を適宜判断の上、下学年に一時的又は正式に入学を認めることができること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を実施。(平成21年度予算額:301百万円、委嘱地域:19地域(47市町村))</li> <li>② 外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行い、平成21年度予算額においては、1035人を計上。(前年度比50人の定数改善)</li> <li>③ 平成21年3月11日付「経済的に就学困難な学齢児童生徒に対する就学援助の実施について」により、各都道府県に周知済み。</li> <li>④ 平成21年3月27日付「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」により、各都道府県等に周知済み。【文部科学省】</li> </ul>
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 不登校の外国人児童生徒に対する対策 公立学校に在籍する外国人児童生徒が不登校となっている場合、以下の対応が可能なことを各都道府県・市町村教育委員会に周知。 ・教育支援センター(適応指導教室)の実情に応じた受入れ ・外国人を含む不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年3月27日付「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」により、各都道府県等に周知済み。【文部科学省】</li> </ul>
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) その他の支援 ① 緊急雇用創出事業等を活用し、日本語指導や就学支援・コーディネーター、教育支援センター(適応指導教室)における指導等に関わる人材の雇用を引き続き支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;緊急雇用創出事業&gt; ・平成20年度第2次補正予算1500億円については、各都道府県に対し、平成20年3月末までに交付済み。これを基に各都道府県において基金を造成し、各都道府県及び市町村において企画された事業を順次実施中。 ・平成21年度補正予算3000億円については、各都道府県に対し、順次交付中。【厚生労働省】</li> </ul>

		<p>(6)その他の支援 ② JICAボランティアOB・OGを、地方自治体や地域国際化協会、NPOなどが行っている、日系人を対象とした再就職のための日本語講座、児童を対象とした日本語研修や補習講座に配置し、サポートを行う。 また、これら日本語講座等を実施するJICAボランティアOB・OGの活動のサポートを行う。 《再掲》</p>	<p>・地方自治体や地域国際交流協会等が主催する日本語教室の講師としてJICAボランティアOBを派遣(受講者35名)《再掲》 ・JICAボランティアOB・OGによる「日系人のための日本語教室」を本年3月以降順次開始。日系人を対象とした再就職のための日本語やパソコン教室、ブラジル人学校の生徒を対象とした日本語補習講座を約6か月間実施(JICAの帰国ボランティアの社会還元活動支援の一環として実施)(5講座(愛知県3講座・静岡県1講座・三重県1講座)、合計約50名受講)《再掲》 【外務省】</p>
<b>(2)就学の促進</b>			
		<p>(1)「虹の架け橋教室」(仮称)による就学支援等 「虹の架け橋教室」(仮称)を外国人集住都市等に設置し、ブラジル人等の子どものための日本語指導等を実施する。  1 公立学校への円滑な転入を目指すための日本語指導や学習支援等(ブラジル人学校等に在籍する子どもも受入れ可能) 子どもを中心として、ブラジル人等コミュニティと地域社会との交流の促進 など</p>	<p>・国際移住機関(IOM)に37億円を抛出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を実施することとしている。実施団体の候補を23件選定し、契約締結に向けて調整中。【文部科学省】</p>
<p>・外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制を構築する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)</p>		<p>(5)子どもたちの居場所づくり ① 「放課後子ども教室推進事業」におけるモデル事業を活用して、子どもたちが集う場所を設置し、日本語指導や日本の生活になじむための活動、学習支援等を引き続き実施する。 ② 『『生活者としての外国人』のための日本語教育事業』の活用による日本語教室の設置を拡充し、子どもやその親などを対象に日本語指導を引き続き実施する。(なお、本事業については、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練とも連携を図っていく。) 《再掲》</p>	<p>①「総合的な放課後対策推進のための調査研究」における「特別に支援の必要な子どもの活動機会充実のための取組」の一部として、外国人子弟等に対し日本語指導や学習機会の提供等を含めた居場所づくりを行うモデル事業を、4団体(静岡県3団体、三重県1団体)へ委託、実施中(平成21年6月～平成22年3月) ②『『生活者としての外国人』のための日本語教育事業』のうち、日本語教室の設置運営については平成21年度、前年度と比べ約50件支援件数を増加させたところである。&lt;日本語教室設置運営委託件数:平成20年度 22件 平成21年度 71件&gt;《再掲》 【文部科学省】</p>
<p>・警察においては、外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、両親や教育委員会等関係機関と連絡をとり、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携を強化する。</p>			<p>・各都道府県警察において、外国人少年を補導した場合、適切な助言・指導を行うとともに、各種会議等に参画するなどして関係機関と連携を図った。【警察庁】</p>
<b>(3)外国人学校の活用、母国政府との協力等</b>			
		<p>(4)ブラジル人学校等に通う子どもの就学支援 ① 就学支援のために実施する下記のような地方単独事業を特別交付税により支援する。 (例) ・日本語指導、学習指導、健康診断 ・授業料軽減のための助成 ・相談窓口、ホームページの開設 等</p>	<p>・就学支援のために実施している地方単独事業に要する経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。【総務省】</p>
		<p>(4)ブラジル人学校等に通う子どもの就学支援 ② ブラジル人学校等の現状等、外国人教育の振興に関する調査研究を引き続き行う。</p>	<p>「(a)ブラジル人学校等の現状調査」については、委託済み。 以下の(b)～(d)については、再公募を行っており、審査中。 「(b)ブラジル人学校等の準学校法人設立・各種学校認可の課題」 「(c)ブラジル人学校等における健康管理の在り方」 「(d)ブラジル人学校等における日本語指導の状況及び課題」 【文部科学省】</p>
<p>・平成16年に各種学校の認可基準が緩和され、外国人学校についても各種学校の設置認可が受けやすくなったところであり、その趣旨等について今後とも更なる周知を行う。</p>		<p>(4)ブラジル人学校等に通う子どもの就学支援 ③ ブラジル人学校等の準学校法人・各種学校認可の促進を図るために、各都道府県に働きかけていく。</p>	<p>・都道府県を訪問した際に、ブラジル人学校等の準学校法人・各種学校認可の状況を伺い、更なる認可の促進を依頼している。【文部科学省】</p>
<p>・ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」及びその後締結された日伯政府間の覚書に基づき、ブラジル人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力の促進を図るため、ブラジル人児童生徒の母国政府との協議会を開催する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)</p>			<p>・今年度は、10月に日伯二国間会議の東京での開催を予定している。【文部科学省】</p>
		<p>(6)その他の支援 ③ ブラジル政府が計画中の、ブラジル人学校教員を対象とした「教員養成プログラム」の一部をJICAが支援する。</p>	<p>・本邦にあるブラジル人学校の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル国政府が同国のマトグロッソ連邦大学と東海大学の連携のもとで実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対し、JICA中部国際センターの施設を無償で提供(利用)するなど、側面的に支援(平成21年7月～平成25年12月の4年6か月間、本年7月11日入学式で300名が入学)。 【外務省】</p>

3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等			
(1) 社会保険の加入促進等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、厚生年金保険の適用事業所数の1/4以上について、社会保険庁による調査を行い、その中で、特に外国人労働者等を多く使用する事業所については、社会保険庁による健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行う。(社会保険庁改革後においても適切な実施を図るものとする。以下同じ。)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成21年度における適用事業所に対する事業所調査の実施について」(平成21年5月14日付け庁保険発第0514001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、外国人労働者等を多く使用する事業所について、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行うよう徹底した。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の適用にかかる事業主指導について、呼び出し、戸別訪問の対象を拡大するなど強化を図っている。今後も、職権による適用を含め、指導の強化に努める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度における事業主指導については、社会保険事務局ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、重点的な加入指導、立入検査及び職権適用の取組を徹底しているところである。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を行う。さらに、今後、都道府県労働局においては、労働者派遣事業、請負事業に対する監督指導において、社会保険に未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を実施している。</li> <li>また、未適用事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、派遣元事業主、請負事業主等の社会保険の加入漏れの疑いを把握した場合、地方社会保険事務局に情報提供を行い、社会保険事務所に当該事業所の調査を行っているほか、都道府県労働局と共同して、社会保険の加入等の集団指導を実施しているところである。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>年金について、保険料の二重負担、掛け捨ての問題を解消するため、二国間の社会保障協定の締結を積極的に進める。このため、各国との交渉を進めていくとともに、社会保障協定の円滑な実施のため、包括実施特例法を次期通常国会に提出する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障協定の締結については、外務省とも十分相談しながら、一層推進していくこととしている。これまでに、10か国との間で協定が発効済みであり、2か国との間で署名済みである。また2か国との間で政府間交渉中であり、本年6月に新規で協議を開始したブラジルを含む4か国との間で予備協議中である。</li> <li>協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」を第166回通常国会に提出し成立。平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行されている。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被用者保険の対象となっていない外国人の国民健康保険への加入促進及び保険料の収納対策を図るため、市町村による外国人の相談窓口の設置に対する補助を行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一都市(千葉県富里市)で外国人にかかる専門相談窓口を開設し、外国人納付相談モデル事業として国から補助を行った。(平成19年度)</li> <li>具体的には、外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法の改正により、社会保険庁が市町村の保有する外国人の情報を照会する法的根拠を設け、これを活用し、被用者年金に加入していない外国人に対し、国民年金への加入促進を図る。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)により、国民年金法第108条が改正(平成19年7月6日施行)され、社会保険庁長官は市町村に対して被保険者の資格に関して必要な資料の提供等を求めることができる規定が明確に整備されたことから、「外国人に対する国民年金被保険者資格取得届の届出勧奨等の実施について」(平成20年2月21日付け庁保険発第0221001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、市町村より提供された情報をもとに届出勧奨及び職権による資格取得等の事務処理の徹底を図った。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、両国当局間で立ち上げられた社会保障に関する作業部会において在日ブラジル人の社会保障の在り方について検討を進める。また、今後も作業部会において意見交換を進めるとともに、社会保障の在り方に関する議論に資するため、在日ブラジル人の社会保障加入実態について調査を行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>在日ブラジル人の社会保障加入実態調査は平成18年度に実施済み。</li> <li>本年6月に当局間協議を実施し、今後、社会保障協定締結交渉を開始予定。【外務省】</li> </ul>
(2) 就労の適正化のための事業主指導の強化			
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられたところである(平成19年10月1日から施行)。</li> <li>改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示(平成19年10月1日から適用)し、これに基づき積極的な事業主指導を行っているところである。【厚生労働省】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化したところである。</li> <li>平成21年度より、外国人雇用状況の届出により把握した外国人雇用事業所を訪問し、外国人指針に基づく雇用管理改善指導をより一層強化するとともに、事業主自らが雇用管理の改善に取り組むことを目的として、日系人が集住する地域において、社会保険労務士等への委託による日系人雇用事業所指導事業を実施するとともに、外国人を多数雇用している業界団体への委託による雇用管理改善指導事業を実施することとしている。&lt;平成22年度概算要求額95,645千円&gt;(平成21年度予算額96,807千円)【厚生労働省】</li> </ul>

(3)雇用の安定		
<p>・職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。</p>		<p>・日系人失業者等が多く集住する地域において、日系人若年者等に対するガイダンス、個別指導等によるキャリア形成相談を行う等の不法就労対策を実施するとともに、日系人就職促進ナビゲーターの担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施することにより、日系人の安定雇用の促進に図っているところである。〈平成22年度概算要求額120,049千円〉(平成21年度予算額119,834千円)</p> <p>・現下の雇用情勢の悪化を受けて、日系人集住地域を中心として、ハローワークの通訳・相談員の増員、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系人が特に多い地域における定住外国人専門の相談・援助センターの設置により、機動的な相談・支援体制の強化を図っている。</p> <p>・定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、静岡、愛知、島根の3県で実施している。(平成20年度実施地域:静岡、愛知の2県) 【厚生労働省】</p>
2	<p>(1)就職支援 日本語能力や我が国の雇用慣行の不案内等の理由により再就職が難しい状況にある定住外国人の円滑な就職を支援するため、日系人集住地域を中心に、ハローワークの通訳・相談員の増員、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系人が特に多い地域における定住外国人専門の相談・援助センターの設置により、機動的な相談・支援体制の強化を図る。</p>	<p>・現下の雇用情勢の悪化を受けて、集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を機動的に講じているところである。</p> <p>◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを73か所(平成20年4月)から126か所(平成21年7月)に増。</p> <p>◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を、昨年末以来、新たに33か所開設。</p> <p>◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、本年1月以降、新たに3か所(浜松、刈谷、豊橋)で開設。 【厚生労働省】</p>
2	<p>(2)雇用の創出等に対する支援 離職を余儀なくされた定住外国人を含む労働者に対する雇用・就業機会を創出するため、「緊急雇用創出事業」、「地域活性化・生活対策臨時交付金」に基づく地域における事業を推進する。</p> <p>さらに、定住外国人を含む離職者訓練の定員を大幅に拡充し、介護など求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野における訓練を拡充する。</p> <p>また、経済危機対策に盛り込まれた「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」の活用により地域における事業の実施を支援する。</p>	<p>〈緊急雇用創出事業〉</p> <p>・平成20年度第2次補正予算1500億円については、各都道府県に対し、平成20年3月末までに交付済み、これを基に各都道府県において基金を造成し、各都道府県及び市町村において企画された事業を順次実施中。</p> <p>・平成21年度補正予算3000億円については、各都道府県に対し、順次交付中。</p> <p>〈離職者訓練〉</p> <p>・21年度は、前年度当初比より約4万人増の約19万人へと離職者訓練を拡充し、定住外国人を含めた離職者を対象に、介護福祉士等の訓練を実施しているところである。また、21年度補正予算においても、医療、福祉、情報通信等の雇用吸収力のある分野を中心に、緊急に2.7万人分定員を拡充し、9月より順次開始することとしている。 【厚生労働省】</p> <p>・農業法人等が就農希望者を雇用して基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修を実施する際の経費の一部を助成する「農の雇用事業」を活用し、定住外国人の雇用を支援。(現在、24名が法人に雇用され研修中)【農水省】</p> <p>・〈地域活性化・生活対策臨時交付金〉 平成21年3月4日に内閣府から各省へ予算の移替えを行った。</p> <p>・〈地域活性化・経済危機対策臨時交付金〉 6月末に1次提出を締切。秋頃、実施計画の提出期限を設定。実施計画の提出期限後、内閣府から各省に予算を移替え、各省から地方公共団体に対し交付決定。 【内閣府】</p>
2	<p>(3)定住外国人向け研修等の充実 「就労準備研修」により、日本語能力も含めたスキルアップを行う。</p> <p>また、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業との連携、実施地域の拡大等により定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を推進する。</p>	<p>・平成21年度より、多数の日系人が就職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施しており、5月11日に静岡県浜松市での開講以後、平成21年5月11日から開始8月27日現在、39地域2660人が受講を修了又は受講しているところである。</p> <p>また、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、静岡、愛知、島根の3県で実施している。(平成20年度実施地域:静岡、愛知の2県)【厚生労働省】</p>
2	<p>(4)緊急雇用対策等に基づく支援 経済危機対策に盛り込まれた緊急雇用対策について、例えば、「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」を活用した、職業訓練、再就職支援、生活支援の各種事業を推進する。</p> <p>また、既に実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職が困難な者に対する雇用保険における給付日数の60日分延長</li> <li>・雇用調整助成金</li> </ul> <p>などについて、定住外国人も含めて積極的な活用を促す。</p>	<p>〈緊急人材育成・就職支援基金〉</p> <p>・緊急人材育成支援事業により、雇用保険を受給できない者(定住外国人であっても、雇用保険を受給できない者であれば対象となる。)を対象に、7月29日より順次職業訓練を開始しており、また、訓練期間中の生活を保障する「訓練・生活支給給付」を、8月14日より順次支給を開始しているところである。</p> <p>・非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者を、実習型雇用や職場体験により受け入れる中小企業等を支援する中小企業等雇用創出支援事業を7月より実施しているところ。</p> <p>・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援を行う長期失業者等支援事業は、8月17日より順次開始しているところである。</p> <p>〈雇用保険〉</p> <p>・有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認められた者等について、雇用保険法の改正(平成21年3月31日施行)により、所定給付日数を60日延長する措置を実施した。</p> <p>〈雇用調整助成金〉</p> <p>・雇用調整助成金については、経済情勢の急激な悪化と制度拡充の効果が相まって、平成21年4月の休業等実施計画届の対象労働者数が過去最高の約250万人を記録し、その後も約230万人を超えるなど依然として高水準で推移している。 【厚生労働省】</p>
2	<p>(5)その他の支援 JICAにおいて、当面の生計の確保だけでなく、帰国後の就労促進にもつながる支援として、介護の仕事に関心を持っている日系人に対して、日本語研修や養成機関での研修、インターン実習を行う。</p>	<p>・近い将来、母国へ帰国し、日系団体による高齢者福祉活動に取り組む意思を有する、現在失職中の日系人(20名)を対象に、日本語研修、ヘルパー資格取得のための介護研修、介護施設でのOJTを組み合わせた研修を、中部地域のNPO法人に委託して、三重県四日市市・鈴鹿市で実施中(平成21年7月～10月)。 【外務省】</p>

4. 外国人の在留管理制度の見直し等		
(1) 外国人の在留状況等の正確な把握等		
<p>・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化を行い、外国人の居住地、就労先等のより正確な情報を把握し、その上で、当該情報を活用することにより、行政サービスの提供、子どもの就学の促進、就労の適正化、社会保険の加入促進等を図る。このため、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、国が、外国人を含む住民への行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報を把握できるような制度について、平成18年度中にとりまとめる。</p>		<p>・「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年7月3日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】</p> <p>・「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」においてとりまとめられた報告書を踏まえた、適法に在留する外国人（在留カード交付対象者、特別永住者等）であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会にて成立した(公布の日(平成21年7月15日)から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。【総務省】</p> <p>・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会より、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされたところ。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布された。現在、円滑な施行(公布後3年以内)に向けて準備を行っているところ。【法務省】</p> <p>・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられたところである(平成19年10月1日から施行)。《再掲》【厚生労働省】</p>
<p>・外国人雇用状況報告制度について、関係法律案を次期通常国会に提出する。</p>		<p>・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられたところである(平成19年10月1日から施行)。《再掲》【厚生労働省】</p>
<p>・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化に当たっては、できる限り外国人及び事業主の負担を軽減するとともに、関係行政機関で有効に活用できるようにする。このため、報告の重複の回避を図るとともに、関係行政機関において、必要な情報を、相互に照会・活用できるようにする。</p>		<p>・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会より、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされたところ。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布された。現在、円滑な施行(公布後3年以内)に向けて準備を行っているところ。《再掲》【法務省】</p> <p>・雇用対策法の改正による外国人雇用状況届出制度の創設に当たり、届出方法及び期限に関し、事業主の負担に配慮した規定としたところである。</p> <p>・外国人雇用状況の届出に係る情報については、法務省の求めに応じ在留状況の確認のための情報を提供する旨の規定が設けられたところである。【厚生労働省】</p>
(2) 在留期間更新等におけるインセンティブ		
<p>・日本語能力の向上、社会保険等への加入、子どもの就学等の問題については、外国人自身のインセンティブが不足していることも阻害要因の一つとなっている。このため、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮することについて、検討する。</p>		<p>・社会保険の加入については、平成21年に公表した「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン(改正)」において、社会保険加入義務がある外国人については、その義務を履行することが必要であること及び平成22年4月以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めることを明示する等加入促進のための措置を講じたところ。</p> <p>・日本語能力、子どもの就学等について、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮すること等については、日本語能力に係る検討が新たな規制につながらないよう留意の上、今後関係省庁と検討していくこととしている。【法務省】</p>
(その他)		
	(帰国支援)	
5	(1) 本国政府への要請 本国政府に対して、帰国を希望する定住外国人についての帰国支援を引き続き要請する。	・本年3月の日伯領事当局間協議等の場において、ブラジル政府による帰国支援をはじめとする自国民支援について要請した。【外務省】
5	(2) 産業界への要請 産業界との意見交換を実施し、円滑な帰国等に関する定住外国人に対する支援を引き続き要請する。	・産業界との意見交換を実施し、円滑な帰国等に関する定住外国人に対する支援を引き続き要請した。【経産省】
5	(3) 航空会社等への要請 航空便確保に関して、航空会社等に引き続き必要に応じて働きかけを行う。	・定住外国人に対する帰国支援については、これまで、航空会社からヒアリングを行う等により予約状況の把握に努めてきたところ。国土交通省としては、今後も引き続き予約状況の把握に努めるとともに、帰国便の確保に関して、必要に応じ、航空会社等に働きかけを行っていく所存。 なお、(4)の日系人離職者に対する帰国支援事業に関しても、航空会社等に対して当該事業についての理解と協力を得られるよう働きかけを行うとともに、事業の円滑な実施に向け、航空会社等との間で必要な調整等を行ってきたところ。【国土交通省】
5	(4) 日系人離職者に対する帰国支援事業の実施 帰国を希望する日系人離職者に対し、家族分も含めた帰国支援金を支給する。	・平成21年度より、日本での再就職を断念し帰国を希望する者に対し、家族分も含めた帰国支援金を支給する日系人離職者帰国支援事業を実施しているところであり、申請状況は9月1日現在、11,065人分(扶養者含む。)となっている。また、7,213名の出国を確認済である。【厚生労働省】

	(国内外における情報提供)	
6	(3) 相談窓口の充実 ① 入国管理局における「外国人在留総合インフォメーションセンター」の電話相談及び窓口相談体制を拡充するとともに、定住外国人が集住する地域の地方自治体等と連携して、入国・在留手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供についてワンストップ相談窓口の設置を進める。	・東京入国管理局及び名古屋入国管理局内にある「外国人在留総合インフォメーションセンター」について、それぞれ4名(スペイン語2名、ポルトガル語2名)、両局合計8名の増員を平成21年度補正予算に計上。 ・「外国人総合支援ワンストップセンター」については、平成21年4月1日、浜松市に開設、同年8月3日、埼玉県に開設。平成21年度中に東京都に開設予定。 【法務省】
6	(3) 相談窓口の充実 ③ JICAにおいて、窓口相談員が不足している地方自治体等に日系人を配置し、その相談体制を強化する。	・地方自治体にある35の外国人相談所等に、日本語の堪能な日系人の相談補助員を配置(53名)。相談に訪れた日本語に不慣れな日系人に対し、きめ細かい対応を図るため、行政機関などへ同行し、各種事務手続きに必要な通訳・翻訳等の支援を行った(実施期間:平成21年3月~7月)。【外務省】
6	(5) 国外における広報 現下の日本の経済雇用状況等について、在外公館やホームページ等を通じ、一層の周知を図る。	・日本で就労したいと考えているブラジル人に対する実用的な案内として、在日ブラジル大使館が作成した「日本で働きたい方への重要なお知らせ」(ポルトガル語)をブラジル国内にある日本国大使館・総領事館で配布するとともに、ホームページにリンク掲載。 ・「定住外国人支援に関する当面の対策」及び「定住外国人支援に関する対策の推進」を在外公館に配布し、外国政府、日系人社会等の関係機関に情報提供・広報を行った。 【外務省】
	(推進体制の整備)	
7	定住外国人施策推進会議の開催 内閣府特命担当大臣及び関係府省庁局長等から構成される定住外国人施策推進会議を立ち上げ、各府省庁の連携を強化しながら、定住外国人施策の一層の推進を図る。	・4月16日に第1回定住外国人施策推進会議を開催し、「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめたほか、9月4日に第1回定住外国人施策推進会議幹事会を開催(外国人労働者問題関係省庁連絡会議(課長会議)と合同開催)したところである。【内閣府】